

議案第 85 号

亀山市都市計画税条例の一部改正について

亀山市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 11 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第14項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項、第10項」を「附則第10項、第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅

地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。